

議案第137号

市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、下記のとおり市道路線を廃止することについて、同条第3項の規定により議決を求める。

令和3年9月1日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

路線名	延長 m	幅員 m	起 点	終 点	重要な経過地
L第457号線	86 20	1 80 ～ 2 00	さいたま市緑区大字 中尾字駒形1329 番地先	さいたま市緑区大字 中尾字駒形1325 番地先	